

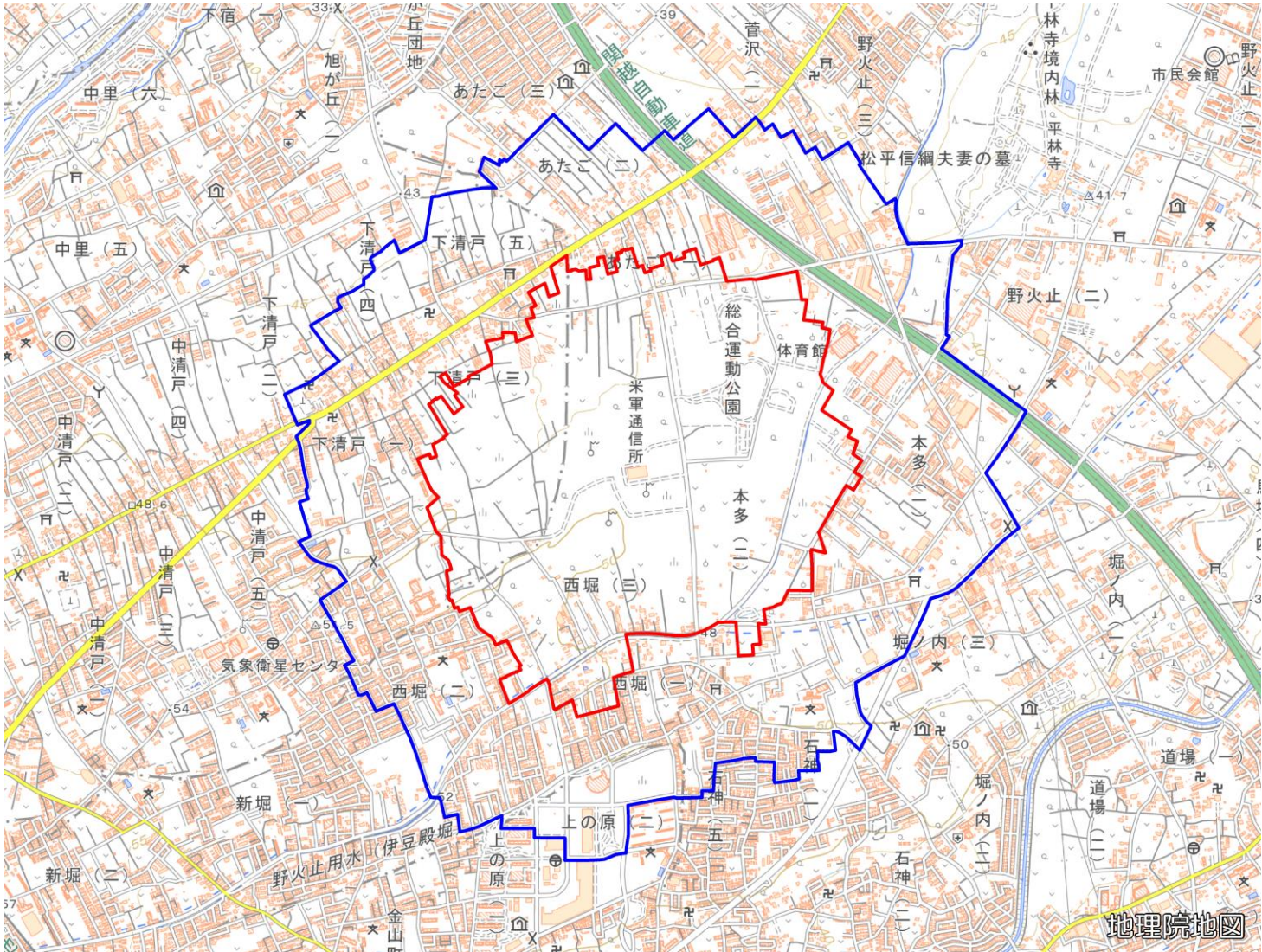
大和田通信所

対象防衛関係施設の所在地	埼玉県新座市	西堀ほか
対象防衛関係施設の区域	埼玉県新座市	あたご一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、西堀三丁目並びに本多一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都清瀬市	下清戸一丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	埼玉県新座市	あたご一丁目、二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、石神一丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、菅沢一丁目（次の図面に示す部分に限る。）、西堀一丁目、二丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び三丁目、野火止二丁目及び三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、堀ノ内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）並びに本多一丁目（次の図面に示す部分に限る。）及び二丁目
	東京都清瀬市	下清戸一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）、三丁目、四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）並びに中清戸五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都東久留米市	上の原一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下		

欄に掲げる区域に接する水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

大和田通信所周辺地域



国土地理院の地理院地図を利用

11/11/2019

Page 10

この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図相当の誤差を有しております。また、地図上に記載した区域を示す線は、データ作成上の誤差を含んでいます。そのため、区域の概略の位置を示す参考図としてご利用ください。